

# 学会認定 災害食専門員 制度

日本災害食学会

日本災害食学会では、さまざまな災害食分野において豊富な経験と知識を有する専門家が会員となっている。今後の災害による被災者の被害低減を促進するには、会員の持つ経験と知識、研究成果を会員相互のレベルアップに活用するとともに、学会と会員へ要望されるセミナーや研究会で活用し、災害食の備えのあり方を広く社会に役立てることが求められているため、その活用制度を定める。

## 1. 災害食専門員の定義

### ① 専門分野を有すること

防災・減災、地域防災、被災生活、災害食、災害時栄養学、備蓄、災害時支援、その他

### ② 指導経験・実績を有すること

a. 講演の講師、研修会の指導、学会発表、講義、書籍・雑誌などで発表の経験がある

b. 学校教育、市民活動、文化活動などの分野において、教育、指導、広報の経験がある

### ③ 資料、記録などで確認ができること

## 2. 活用方法

① 登録を希望する会員は、申請書に必要事項を記載し学会事務局へ提出する。

② 学会の理事会において、申請書、学会活動内容などに基づき、専門員の認定を行い、登録する。

③ 学会への依頼、会員同士の講習会、講演会、セミナーなどにおいて、開催テーマに関連する講師の派遣を希望する場合、希望者は事務局に講師派遣依頼書を提出し、事務局は専門登録者等から該当分野の講師を推薦する。

④ 依頼者は、講師へ直接又は事務局を通じて計画を具体化する。

⑤ 外部団体からの依頼は、事務局が登録者と協議の上、決定する。

## 3. 交通費・謝礼

① 学会事務局は規定の料金に基づき旅費交通費、謝礼等の請求書を発行し、依頼者は学会の銀行口座に入金する。

② 学会事務局は、管理費用10%として謝礼の90%に対して法令の定めるところに従って定率の源泉徴収を行なった後、登録者に送金する。

③ 資料および資材費は実費とする。

## 4. 紹介

① ホームページ等を通じて、災害食専門員制度を周知する。

## 5. 登録の認定と取消

① 登録の認定、取消は理事会にて決定する。登録手数料3000円(2年更新)

② 登録は2年ごとに有効性を理事会で評価し更新する。

③ 登録者は登録の取り消しを求めることができる。

④ 理事会は、登録者に不適切な言動があった場合に登録を取り消すことができる。

6.本制度は 2014年9月6日より運用する。